

減災 阪神大震災10年

5

建築基準法の耐震基準を楝。全半壊家屋のうち全壊の比率は21%とまり、十年前に起きた阪神大震災の全壊率46%（いずれも総務省消防庁データを基に計算）の半分以下だった。五十田博・信州大工学部助教授は、コンピューター計算の結果に頭を抱えた。「全壊していたにちがいない」という解答だったからだ。筋交いや合板を加え、家を支える壁を三倍以上にすると、やっと「持ちこたえられる」となった。

実際には、中越地震での全壊家屋は二千八百四十二棟。死者のうち家屋倒壊による人の割合も、阪神では約六千四百人の八割以上にものぼったが、中越では二割余にとどまった。

太い柱、軽い屋根、分厚いコンクリート基礎といった「雪国仕様」が耐震性アップにつながり、被害を抑えたとみられる。

だが、被災者の命と財産の被害防止に、耐震基準は最も重要な役割を担う。それだけに、五十田助教授は「再検討すべきではないか」と指摘する。

耐震強化の新たな流れと

◇

「でも、家族の命と財産を守ることはできると考えれば安い買い物や、と思っ

ていますよ」

二〇〇〇年に建築基準法がハードルになっているの

倒壊を防ぐ対策のなかでも特に比重が大きい既存住宅の耐震強化は、さらに遅れが目立つ。耐震性が足りない住宅は、全国で約千四百万户(国土交通省推計)。

100万円台の費用負担がハードルになっているの

「大規模地震には安全でない」と表示させられる。売る際には、建物の危険性を買い手に知らせる義務も課されている。

不動産ビジネスを意識した、いかにもアメリカらしい制度。下山憲治・福島大

50億(約5000億円)以上の復興費用が必要とされるインド洋津波の被害を視野に入れた言葉だ。

約二十五万棟が損壊・炎上した阪神大震災の直接損害は約10兆円。

しかし、首都直下地震では、全壊・焼失が最大で約八十五万棟と推定されている。損害が阪神を上回るの

は避けにくい。

国際防災戦略案のような「転ばぬ先のつえ」の発想は、震災大国・日本にこそ欠かせない。

被害防止 耐震化費用がハードル

して、阪神以降、倒れにくい免震建物がビルから住宅にまで広がっている。薄いゴムと鋼板を幾層にも重ねた免震装置で震動エネルギーを吸収し揺れを抑える。

大阪府大阪狭山市の男性(大正六年)築造という父祖伝来の家を免震工法で建

が改正され免震建築物の規定がゆるめられてからは、年間百棟以上が建設されている。しかし、日本免震構造協会(東京)によると、

「まだ免震住宅は全国でも約千四百棟」と少ない。

自治体は、個々の建物が耐震設計されていない無筋のレンガ造りであると確認すると、所有者に知らせる。所有者は改善しなければ、

助教授は「市場原理も活用している」と評価する。

日本政策投資銀行の中堅幹部は、「日本でも、耐震性の強弱でビルの賃貸料に格差が出る可能性がある」と指摘する。

今年十八日から神戸で開かれる国連防災世界会議に向け、国連は国際防災戦略